

## 監査公告第 6 号

### 定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による総務部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 15 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

## 総務部定期監査結果報告

### 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

### 第2 監査期間

令和3年9月10日から令和3年10月11日まで

### 第3 監査の対象

総務部

### 第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 押印廃止に係る事務が適正に管理され進んでいるか。
- (4) 過去に指摘したまちづくり推進事業における補助対象外経費の扱いが改善されているか。
- (5) 職員服務規程が実際の運用との整合性が図られているか。
- (6) 防災緊急情報システム戸別受信機の受信不良調査及びその対策について、給付の確認及び事業が適切に進んでいるか。
- (7) 指定管理者制度の運用ガイドラインの内容が趣旨及び目的に合致し適法かどうか。
- (8) 契約解除の手続きが適切に定められているか。
- (9) 随意契約の運用ガイドラインの内容が趣旨及び目的に合致し適法かどうか。
- (10) 工事（完成）検査確認方法の改善が図られているか。
- (11) 過去に指摘した会計管理者が指導的役割として財務事務の適正執行に寄与する取り組みを行っているか。
- (12) 既存家屋現地調査の実施方針の変更が明確にされ、実施に向けた良好な準備が行われているか。

### 第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

### 第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

## 第7 監査意見（地方自治法第199条第10項）

- ・既存家屋現地調査の実施について、次のとおり意見を付す。

既存家屋現地調査は、令和元年度に実施方針見直しの検討を始め、一部試行的実施を試みるも、現在、コロナ禍による勤務体制の課題から中断している。

やむを得ない諸事情は理解するが、賦課に関する事柄であり中断期間が長引くのは好ましくない。現地調査を行うべきとした当初目的を再度確認し効率的、効果的な実施に努めてもらいたい。また、業務が進むよう人員確保など体制整備に工夫されたい。

## 第8 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別記

### 総務部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 改正個人情報保護法施行への対応について
2. 地区会館整備事業について
3. かが交流プラザさくら整備事業について
4. まちづくり運動推進事業及び当該事業の補助対象外経費について
5. 押印廃止の取り組みについて
6. 地方公務員の定年の引き上げへの対応について
7. 職員服務規程の整合性について
8. 防災緊急情報伝達システム整備事業について
9. 戸別受信機の受信不良調査結果とその対応事業の進捗状況について
10. 地デジ波を利用した防災行政無線のテレビ情報発信の検討について
11. 財政の健全化について

12. 指定管理者制度の運用ガイドラインについて
13. 契約解除の手続きについて
14. 随意契約の運用ガイドラインについて
15. 工事（完成）検査確認方法の改善について
16. 家屋調査の実施方針について
17. 収納率向上の取組について
18. 標準準拠税務システムの移行検討について
19. 納付書におけるQRコードの活用について
20. 有利な公金運用について
21. 会計管理者の指導的役割について